平成２９年（フ）第３６号
岡山市中区藤原西町２丁目２番48号コーポ枝松１－Ｃ、旧住所岡山市北区北長瀬本町20番52号
債務者　山村　哲也
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３０号
東京都府中市住吉町４丁目51番地の25中里荘101
債務者　小川　房子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月26日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８６７３号
東京都板橋区成増３丁目22―26　トミタック第７　107、前住所東京都新宿区北山伏町３－６－203
債務者　前田　　諒
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月27日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４９号
東京都板橋区成増３丁目46―５－202
債務者　清水真由美
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月27日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２６号
静岡県浜松市東区有玉南町1711番地の１パストラル203、前住所静岡県浜松市浜北区中条107番地の５
債務者　比嘉セシリアこと　ヒガ　セシリア　バチスタ　ダ　シルバ（ＨＩＧＡ　ＣＥＣＩＬＩＡ　ＢＡＴＩＳＴＡ　ＤＡ　ＳＩＬＶＡ）
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１号
静岡県浜松市天竜区二俣町阿蔵453番地の21
債務者　佐々木　昭
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
静岡県磐田市加茂13番地４
債務者　安間　洋一
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
沖縄県宜野湾市普天間１丁目７番２号　コーポＴＡＭＡＩ　５－Ｂ
債務者　新里美也子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１８号
沖縄県沖縄市松本３丁目８番12号　２Ｆ
債務者　新屋　宗和
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１２９号
東京都小平市大沼町３丁目12番19―602号
債務者　佐藤　沙紀（旧姓大芝）
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５４号
横浜市戸塚区名瀬町774番地２　クレヴァンス21―603号
債務者　横山美由紀
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２６号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹３丁目９番25号　サンコート浜竹15号室
債務者　齊藤喜美枝
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４４号
横浜市磯子区杉田４丁目14番Ａ－201号
債務者　渡辺　広美（旧姓半仁田）
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６９号
横浜市保土ケ谷区仏向町198番地１　ベイコート和田町Ｂ－102号
債務者　中林　奈美
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７５号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地２－７－305
債務者　井出　麻己
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部